

## 平成 29 年度の大気汚染防止法の施行状況について

平成 31 年 3 月 15 日(金)

平成 29 年度における大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に基づく届出及び規制事務の件数など大防法の施行状況について取りまとめました。

平成 29 年度末時点における大防法に基づく規制対象施設の届出数は、ばい煙発生施設が 216,920 施設、揮発性有機化合物排出施設が 3,463 施設、一般粉じん発生施設が 69,900 施設でした。また、石綿を含有する特定建築材料が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業の実施件数は 16,334 件でした。

また、これらに対して、平成 29 年度に行政処分として行った命令は 7 件、実施した行政指導は 10,771 件でした。

### 1. 施設の届出数・作業実施の届出件数

#### (1) 大防法に基づく規制対象施設の届出数

平成 29 年度末における大防法に基づく規制対象施設の届出数は表 1-1 のとおりでした。前年度と比較してばい煙発生施設は減少、揮発性有機化合物排出施設及び一般粉じん発生施設は増加しました。

表 1-1 大防法に基づく規制対象施設の届出数

| 施設名          | 平成 29 年度末の届出数<br>( ) 内は前年度末の実績 |
|--------------|--------------------------------|
| ばい煙発生施設      | 216,920 (217,673)              |
| 揮発性有機化合物排出施設 | 3,463 (3,445)                  |
| 一般粉じん発生施設    | 69,900 (69,324)                |

#### (2) 特定粉じん排出等作業の実施件数

特定粉じん排出等作業<sup>(※)</sup>の実施件数は 16,334 件であり、前年度と比較して増加しました。なお、除去された特定建築材料の種類は、主に吹付け石綿、保温材でした。

(※) 特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業。

表 1-2 特定粉じん排出等作業実施件数

| 内 訳                | 平成 29 年度の実施件数<br>( ) 内は前年度末の実績 |
|--------------------|--------------------------------|
| 通常解体工事等に係るもの       | 16,293 (12,413)                |
| 災害その他非常の事態の発生によるもの | 41 (61)                        |
| 合 計                | 16,334 (12,474)                |

表 1 - 3 除去した特定建築材料の種類（実施件数）

| 種 類   | 平成 29 年度の実施件数<br>( ) 内は前年度の実績 |
|-------|-------------------------------|
| 吹付け石綿 | 9,088 (4,916)                 |
| 断 熱 材 | 1,665 (1,607)                 |
| 保 温 材 | 4,196 (5,108)                 |
| 耐火被覆材 | 1,874 (1,633)                 |

（備考）1 回の特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、実施件数の合計は特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

## 2. 規制事務の実施状況

### （1）立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等は 47,556 件でした。特定粉じん排出等作業場が 31,876 件で全体の約 67%、ばい煙発生施設が 13,379 件で全体の約 28%を占めました。

また、特定粉じん排出等作業場に対する立入検査を実施した件数は、平成 28 年熊本地震で損壊した建築物等の解体等現場への立入検査が行われたこと等により、大きく増加しました。

表 2 - 1 立入検査を実施した工場・事業場数等の内訳

| 内 訳                          | 平成 29 年度の実入検査を実施した工場・事業場数等<br>( ) 内は前年度の実績 |
|------------------------------|--|
| ばい煙発生施設設置工場・事業場              | 13,379 (14,427)                            |
| 揮発性有機化合物排出工場・事業場             | 560 ( 604)                                 |
| 一般粉じん発生施設設置工場・事業場            | 1,737 (* 1,811)                            |
| 特定粉じん排出等作業場                  | 31,876 (23,703)                            |
| 特定施設 <sup>(注)</sup> 設置工場・事業場 | 4 ( 0)                                     |
| 合 計                          | 47,556 (*40,545)                           |

（備考）特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

（注）物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

### （2）改善命令等の行政処分及び行政指導

平成 29 年度に実施した行政処分は 7 件あり、その内訳は、特定粉じん排出等作業において作業基準適合命令が 3 件、一時停止命令が 4 件でした。なお、告発は 0 件でした。

また、行政指導を実施した施設数等は表 2 - 2 のとおりでした。ばい煙発生施設を除き、前年度より増加しています。

表 2 - 2 行政指導を実施した施設数等の内訳

| 内 訳                      | 平成 29 年度の行政指導を実施した施設数等<br>( ) 内は前年度の実績 |
|--------------------------|--|
| ばい煙発生施設                  | 4,122 ( 4,422)                         |
| 揮発性有機化合物排出施設             | 111 ( 76)                              |
| 一般粉じん発生施設                | 875 ( 716)                             |
| 特定粉じん排出等作業場              | 5,660 ( 4,971)                         |
| 特定施設 <sup>(注1)</sup>     | 3 ( 0)                                 |
| 指定物質排出施設 <sup>(注2)</sup> | 0 ( 0)                                 |
| 合 計                      | 10,771 (10,185)                        |

(備考) 特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

(注1) 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの(アンモニア等 28 物質)を発生する施設。

(注2) 指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6 (附則第 4 項関係)に係る施設をいう。

### (3) ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移は表 3 - 1 のとおりでした。平成 29 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数は 737 件であり、改善が確認された施設数は 330 件でした。

なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれています。

表 3 - 1 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数

| 内 訳<br>( ) 内は改善が確認された施設数 | 平成 25 年度      | 平成 26 年度       | 平成 27 年度     | 平成 28 年度       | 平成 29 年度                   |
|--------------------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------------------------|
| 未測定による指導                 | *658<br>(285) | *684<br>(*309) | 551<br>(295) | *782<br>(*396) | 672<br>(300)               |
| 測定結果の未記録による指導            | 1<br>(1)      | 12<br>(7)      | 76<br>(4)    | 1<br>(76)      | 4<br>(0)                   |
| 測定結果の未保存による指導            | 26<br>(12)    | 35<br>(8)      | 31<br>(20)   | 36<br>(31)     | 49<br>(18)                 |
| 虚偽の記録による指導               | 0<br>(0)      | 0<br>(0)       | 3<br>(3)     | 1<br>(1)       | <sup>(注1)</sup> 12<br>(12) |
| 合計                       | *685<br>(298) | *731<br>(*324) | 661<br>(322) | *820<br>(*504) | 737<br>(330)               |

(注1) 1 工場・事業場の 12 施設におけるばい煙量等の測定において酸素濃度補正値を誤っていたもの。排出基準超過はなかった。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

大気汚染防止法施行状況調査(平成 29 年度実績)の概要については

<https://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html>に掲載。

|                      |
|----------------------|
| 環境省水・大気環境局大気環境課      |
| 代表 03-3581-3351      |
| 直通 03-5521-8293      |
| 課 長 高澤 哲也 (内線 6530)  |
| 課長補佐 秋山 幸俊 (内線 6533) |

## 平成 29 年度大気汚染防止法の施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成 29 年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

### 1. 届出状況

#### （1）ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表 1 及び図 1 に示す。

平成 29 年度末現在のばい煙発生施設数は 216,920 施設であり、平成 28 年度末より 753 施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表 2 に示すとおり、ボイラーが 133,799 施設（61.7%）と最も多く、次いでディーゼル機関の 39,051 施設（18.0%）となっている。

表 1 ばい煙発生施設数の推移

| 年度       | 届出施設数   |                    |                          | 届出施設を設置している工場・事業場数 |
|----------|---------|--------------------|--------------------------|--------------------|
|          | 全施設     | 大気 <sup>(注1)</sup> | 電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup> |                    |
| 平成 25 年度 | 217,555 | 171,764            | 45,791                   | 87,834             |
| 平成 26 年度 | 217,310 | 171,799            | 45,511                   | 88,440             |
| 平成 27 年度 | 216,700 | 170,009            | 46,691                   | 87,949             |
| 平成 28 年度 | 217,673 | 169,327            | 48,346                   | 87,727             |
| 平成 29 年度 | 216,920 | 168,637            | 48,283                   | 87,529             |

(注 1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注 2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

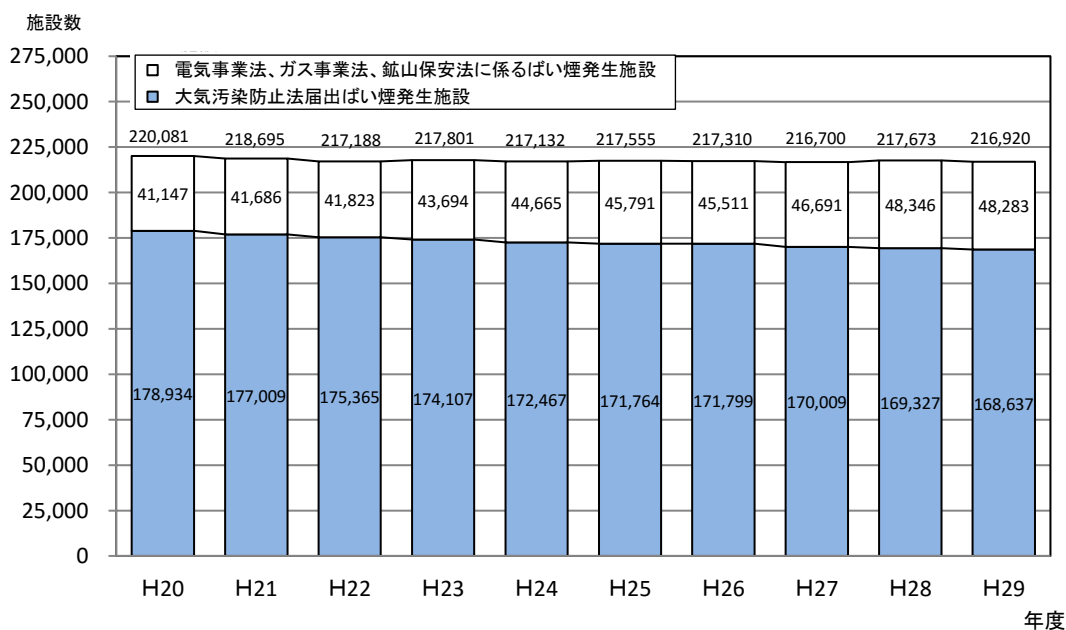


図 1 ばい煙発生施設数の推移

表2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

| 施設名            | 施設数     | 割合 (%) |
|----------------|---------|--------|
| ボイラー           | 133,799 | 61.7   |
| ディーゼル機関        | 39,051  | 18.0   |
| ガスタービン         | 10,416  | 4.8    |
| 金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉 | 7,457   | 3.4    |
| 乾燥炉            | 6,668   | 3.1    |
| 廃棄物焼却炉         | 4,816   | 2.2    |
| 金属溶解炉          | 3,862   | 1.8    |
| 窯業焼成炉・溶融炉      | 3,147   | 1.5    |
| その他            | 7,704   | 3.6    |
| 合計             | 216,920 | 100    |

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数の推移を表3及び図2に示す。

平成29年度末のVOC排出施設数は3,463施設（1,085工場・事業場）であり、平成28年度末より18施設増加している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、「印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」が953施設（27.5%）と最も多く、次いで「塗装施設」の731施設（21.1%）、「塗装の用に供する乾燥施設」443施設（12.8%）となっている。

表3 VOC排出施設数の推移

| 年度     | 届出施設数 |                    |                          | 届出施設を設置している工場・事業場数 |
|--------|-------|--------------------|--------------------------|--------------------|
|        | 全施設   | 大気 <sup>(注1)</sup> | 電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup> |                    |
| 平成25年度 | 3,528 | 3,526              | 2                        | 1,107              |
| 平成26年度 | 3,480 | 3,478              | 2                        | 1,085              |
| 平成27年度 | 3,432 | 3,430              | 2                        | 1,091              |
| 平成28年度 | 3,445 | 3,443              | 2                        | 1,091              |
| 平成29年度 | 3,463 | 3,461              | 2                        | 1,085              |

(注1) 大気汚染防止法届出VOC排出施設

(注2) 電気：電気事業法に係るVOC排出施設、ガス：ガス事業法に係るVOC排出施設、鉱山：鉱山保安法に係るVOC排出施設

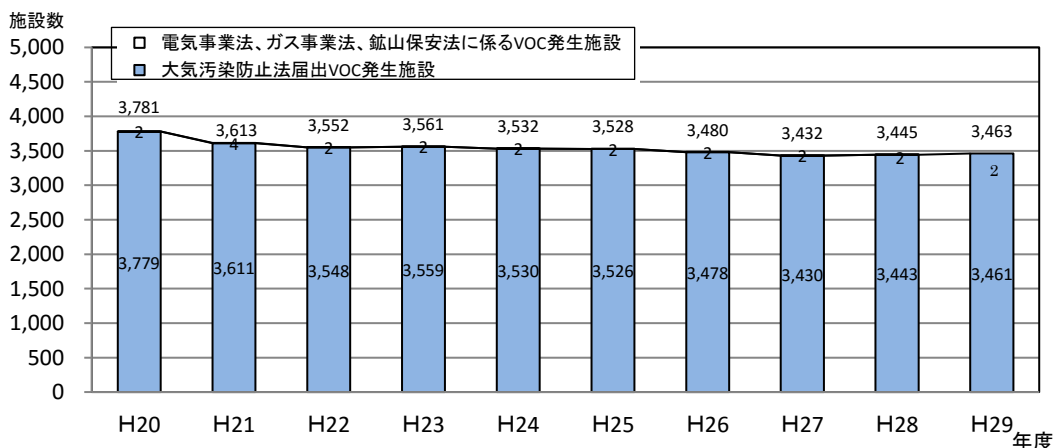


図2 VOC排出施設数の推移

表4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

| 施設種類   | 施設数   | 割合 (%) |
|--|-------|--------|
| 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 | 953   | 27.5   |
| 塗装施設   | 731   | 21.1   |
| 塗装の用に供する乾燥施設   | 443   | 12.8   |
| 印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）                           | 348   | 10.0   |
| 接着の用に供する乾燥施設   | 234   | 6.8    |
| VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設                         | 232   | 6.7    |
| ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク    | 208   | 6.0    |
| 工業の用に供するVOCによる洗浄施設                                     | 197   | 5.7    |
| 印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）                        | 117   | 3.4    |
| 合計   | 3,463 | 100    |

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図3に示す。

平成29年度末の一般粉じん施設数は69,900施設であり、平成28年度末より、576施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表6に示すとおり、コンベアが41,045施設（58.7%）と最も多くなっている。

表5 一般粉じん発生施設数の推移

| 年度     | 届出施設数  |                    |                          | 届出施設を設置している工場・事業場数 |
|--------|--------|--------------------|--------------------------|--------------------|
|        | 全施設    | 大気 <sup>(注1)</sup> | 電気・ガス・鉱山 <sup>(注2)</sup> |                    |
| 平成25年度 | 69,341 | 64,289             | 5,052                    | 10,096             |
| 平成26年度 | 70,084 | 64,799             | 5,285                    | 10,193             |
| 平成27年度 | 69,388 | 64,668             | 4,720                    | 10,166             |
| 平成28年度 | 69,324 | 64,572             | 4,752                    | 10,209             |
| 平成29年度 | 69,900 | 64,183             | 5,717                    | 10,359             |

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

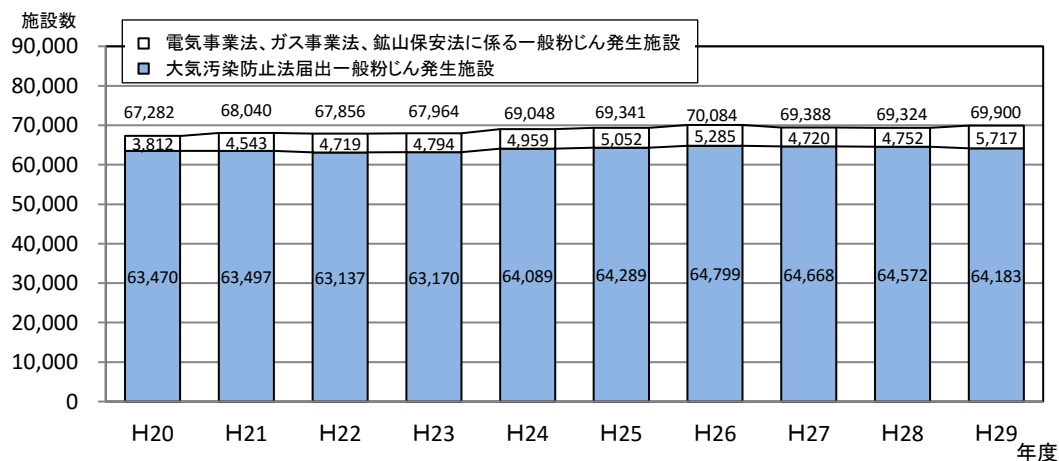


図3 一般粉じん発生施設数の推移

表6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

| 施設名     | 施設数    | 割合 (%) |
|---------|--------|--------|
| コンベア    | 41,045 | 58.7   |
| 堆積場     | 12,162 | 17.4   |
| 破砕機・摩砕機 | 9,985  | 14.3   |
| ふるい     | 6,628  | 9.5    |
| コークス炉   | 80     | 0.1    |
| 合計      | 69,900 | 100    |

#### (4) 特定粉じん発生施設

平成18年度末に6施設あった特定粉じん発生施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。  
 ※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

#### (5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表7及び図4に示す。平成29年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は16,334件であり、平成28年度よりも3,860件増加している。なお、平成29年度におけるその内訳は、通常解体工事等に係るものが16,293件、災害その他非常の事態の発生によるものは41件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表8に示すとおり、改造・補修作業が8,398件と最も多くなっており、除去された特定建築材料の種類は、表9に示すとおり主に吹付け石綿、保温材となっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物等の解体等の作業をいう。

表7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

| 年度     | 実施件数   |              |                    |
|--------|--------|--------------|--------------------|
|        | 全件数    | 通常解体工事等に係るもの | 災害その他非常の事態の発生によるもの |
| 平成25年度 | 10,062 | 10,016       | 46                 |
| 平成26年度 | 10,706 | 10,647       | 59                 |
| 平成27年度 | 10,317 | 10,243       | 74                 |
| 平成28年度 | 12,474 | 12,413       | 61                 |
| 平成29年度 | 16,334 | 16,293       | 41                 |

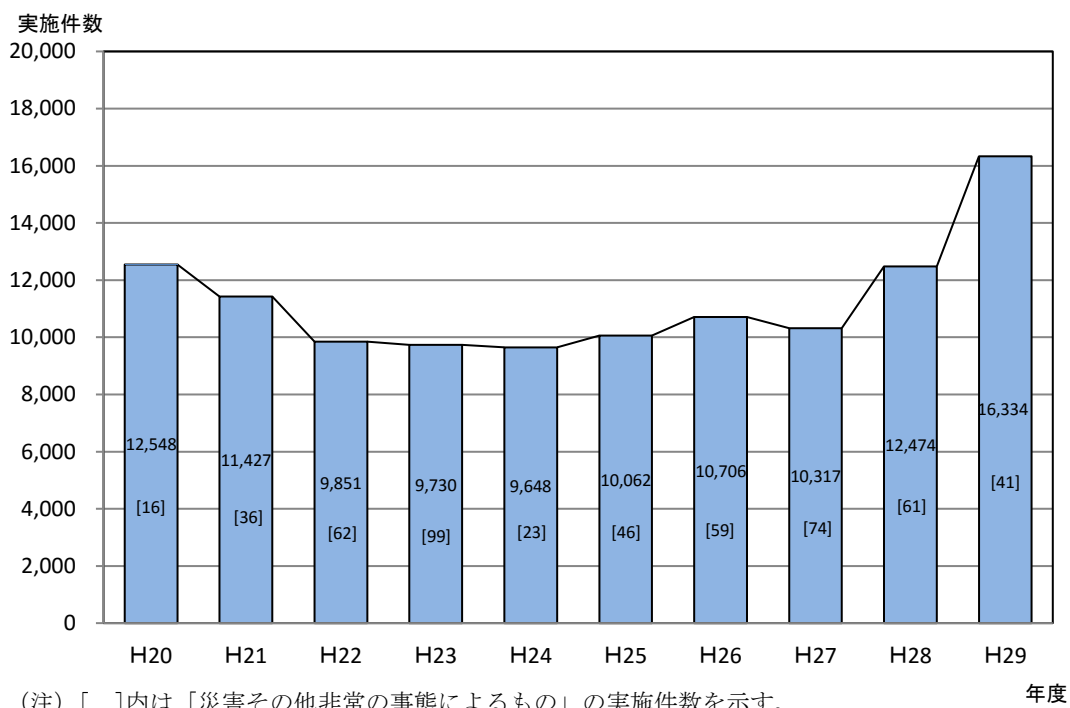


図4 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

| 種類   | 件数                 | 割合(%) |
|--|--------------------|-------|
| 改造・補修作業  | 8,398              | 51.1  |
| 解体作業   | 6,630              | 40.3  |
| 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業 | 1,404              | 8.5   |
| 解体作業のうち、予め特定建築材料を除去することが困難な作業                          | 10                 | 0.1   |
| 合計   | 16,442<br>(16,334) | 100   |

注:( )内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

表9 除去した特定建築材料の種類 (実施件数)

| 種類    | 平成29年度の実施件数<br>( )内は前年度の実績 |
|-------|----------------------------|
| 吹付け石綿 | 9,088 (4,916)              |
| 断熱材   | 1,665 (1,607)              |
| 保温材   | 4,196 (5,108)              |
| 耐火被覆材 | 1,874 (1,633)              |

(備考) 1回の特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、実施件数の合計は特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。



## 2. 規制事務実施状況

### (1) 立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等の推移を表 10 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が立入検査を実施した工場・事業場数等は 47,556 件（平成 28 年度：40,545 件）あり、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが 13,379 件、特定粉じん排出等作業場に対するものが 31,876 件となっている。

表 10 立入検査を実施した工場・事業場数等の推移

| 区分                           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ばい煙発生施設設置工場・事業場              | 15,218   | 14,731   | 14,041   | 14,427   | 13,379   |
| 揮発性有機化合物排出施設工場・事業場           | 718      | 687      | 615      | 604      | 560      |
| 一般粉じん発生施設設置工場・事業場            | 1,789    | 1,622    | 1,767    | *1,811   | 1,737    |
| 特定粉じん排出等作業場                  | 6,111    | 15,178   | 17,470   | 23,703   | 31,876   |
| 特定施設 <sup>(注)</sup> 設置工場・事業場 | 3        | 3        | 3        | 0        | 4        |
| 合計                           | 23,839   | 32,221   | 33,896   | *40,545  | 47,556   |

（備考）特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

（注）物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

### (2) 行政処分

行政処分を実施した施設数等の推移を表 11 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が実施した行政処分は 7 件（平成 28 年度：5 件）で、その内訳は、特定粉じん排出等作業において作業基準適合命令が 3 件、一時停止命令が 4 件であった。

表 11 行政処分を実施した施設数等の推移

| 区分                                   | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 計画変更命令施設数（ばい煙発生施設）                   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 計画変更命令作業場数（特定粉じん排出等作業）               | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 改善命令又は一時使用停止命令施設数<br>（ばい煙発生施設）       | 0        | 0        | 1        | 1        | 0        |
| 改善命令又は一時使用停止命令施設数<br>（揮発性有機化合物排出施設）  | 0        | 0        | 0        | 2        | 0        |
| 作業基準適合命令又は一時停止命令施設数<br>（一般粉じん発生施設）   | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 作業基準適合命令又は一時停止命令作業場数<br>（特定粉じん排出等作業） | 0        | 1        | 7        | *2       | 7        |
| 事故時の措置命令施設数（特定施設 <sup>(注)</sup> ）    | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| その他命令施設数                             | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 合計                                   | 0        | 1        | 8        | *5       | 7        |

（備考）特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

（注）物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。

### (3) 告発

平成 29 年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は 0 件（平成 28 年度：0 件）であった。

### (4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移を表 12 に示す。

平成 29 年度に都道府県等が行政指導を実施した施設数等は 10,771 件（平成 28 年度：10,185 件）であり、その内訳は、特定粉じん排出等作業場が 5,660 件と最も多く、次いで、ばい煙発生施設が 4,122 件となっている。ばい煙発生施設を除き、前年度より増加している。

また、ばい煙発生施設に対する行政指導を実施した施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る推移を表 13 に示す。平成 29 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数は 737 件であり、改善が確認された施設数は 330 件であった。

なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれている。

表 12 勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移

| 区分   | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 <sup>(注1)</sup><br>(ばい煙発生施設)         | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数 <sup>(注1)</sup><br>(ばい煙発生施設) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 行政指導施設数<br>(ばい煙発生施設)                                     | 3,432    | 3,605    | 3,755    | 4,422    | 4,122    |
| 行政指導施設数<br>(揮発性有機化合物排出施設)                                | 78       | 66       | 69       | 76       | 111      |
| 行政指導施設数<br>(一般粉じん発生施設)                                   | 395      | 480      | 562      | 716      | 875      |
| 行政指導作業場数<br>(特定粉じん排出等作業場)                                | 664      | 2,705    | 2,832    | 4,971    | 5,660    |
| 行政指導施設数<br>(特定施設) <sup>(注2)</sup>                        | 2        | 0        | 1        | 0        | 3        |
| 行政指導施設数<br>(指定物質排出施設) <sup>(注3)</sup>                    | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 合計   | 4,571    | 6,856    | 7,219    | 10,185   | 10,771   |

(備考) 文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

(注 1) 法に基づく勧告である。

(注 2) 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

(注 3) 指定物質排出特定施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

表 13 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

| 区分<br>( )内は改善が確認された施設数 | 平成 25 年度      | 平成 26 年度       | 平成 27 年度     | 平成 28 年度       | 平成 29 年度                   |
|------------------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------------------------|
| 未測定による指導               | *658<br>(285) | *684<br>(*309) | 551<br>(295) | *782<br>(*396) | 672<br>(300)               |
| 測定結果の未記録による指導          | 1<br>(1)      | 12<br>(7)      | 76<br>(4)    | 1<br>(76)      | 4<br>(0)                   |
| 測定結果の未保存による指導          | 26<br>(12)    | 35<br>(8)      | 31<br>(20)   | 36<br>(31)     | 49<br>(18)                 |
| 虚偽の記録による指導             | 0<br>(0)      | 0<br>(0)       | 3<br>(3)     | 1<br>(1)       | <sup>(注1)</sup> 12<br>(12) |
| 合計                     | *685<br>(298) | *731<br>(*324) | 661<br>(322) | *820<br>(*504) | 737<br>(330)               |

(注1) 1工場・事業場の12施設におけるばい煙量等の測定において酸素濃度補正值を誤っていたもの。排出基準超過はなかった。  
 ※報告件数に訂正があったため、件数の修正を行った。